

## 利根町告示第31号

平成27年第1回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年4月30日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成27年5月12日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 副議長の選挙について
  - (3) 常任委員会委員の選任について
  - (4) 議会運営委員会委員の選任について
  - (5) 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について
  - (6) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
  - (7) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
  - (8) 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について
  - (9) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
  - (10) 議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
  - (11) 議案第27号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
  - (12) 議案第28号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
  - (13) 議案第29号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
  - (14) 議案第30号 利根町監査委員の選任について

平成27年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	5. 12	火	本 会 議	開会 議長選挙 副議長選挙 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員選挙 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙 茨城県南水道企業団議会議員選挙 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 議案上程（議案第26号～議案第30号） 説明	午前10時
2	5. 13	水	休 会	議案調査	
3	5. 14	木	本 会 議	議案（議案第26号～議案第30号）質 疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成27年第1回  
利根町議会臨時会会議録 第1号

平成27年5月12日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経 済 課 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 宮 本 正 裕  
書 記 飯 田 江 理 子

## 1. 会議録署名議員

1 番 石 井 公 一 郎 君  
2 番 新 井 滄 吉 君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 5 月 12 日 (火曜日)

午前 10 時開会

(日程その 1)

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

(日程その 2)

日程第 1 副議長の選挙について

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の件

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について

日程第 8 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第 9 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第 10 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について

日程第 11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 12 議案第 26 号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 13 議案第 27 号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 14 議案第 28 号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 15 議案第 29 号 平成 26 年度利根町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分について

日程第 16 議案第 30 号 利根町監査委員の選任について

日程第17 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

(日程その1)

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

(日程その2)

日程第1 副議長の選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の件

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について

日程第8 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第9 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第10 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について

日程第11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第12 議案第26号

日程第13 議案第27号

日程第14 議案第28号

日程第15 議案第29号

日程第16 議案第30号

日程第17 休会の件

---

午前10時00分開会

〔議会事務局長酒井賢治君登壇〕

○議会事務局長（酒井賢治君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の五十嵐議員をご紹介いたします。

五十嵐議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長五十嵐辰雄君着席〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 皆様おはようございます。ただいま紹介されました五十嵐辰雄でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろ

しくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さん、改めましておはようございます。平成27年第1回利根町議会の初議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、議員各位には、去る4月26日に執行されました町議会議員の選挙におきまして、町民の期待を担い、めでたくご当選の榮譽を得られ、本日ここに初の議会に臨まれますことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。改めましてここに歓迎を申し上げますとともに、心からお祝いを申し上げます。

さて、昨今の経済、雇用情勢は、政府の経済再生や財政再建、また、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の取り組みなどを背景に、緩やかではありますが、回復基調が続いているという見方がされております。しかしながら、実生活への還元や反映といった面では、景気回復の実感が乏しく、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中、現在、利根町は少子高齢化や人口減少の問題など課題は数多く山積し、町の今後の発展と住民福祉の向上には、新たな発想や新たな視点に立った柔軟な取り組みが求められるとともに、みんなで知恵を出し合いながら課題解決に向け努力することで、住みよいまちづくりを進めていかなければならないと考えているところであります。

災害に強いまちづくりはもとより、子育て支援事業のさらなる推進や介護予防など健康づくりへの取り組み、また、町の活性化にもつながる定住促進事業の充実や日本ウェルネススポーツ大学との連携強化、さらには、これらの取り組みを含め特色ある事業をいかに展開し、どのように効率よく情報を発信していくか、創意工夫の重要性が強く求められているのも事実であります。

ことは町制施行60周年というめでたい年でもあります。引き続き、町民の皆様とともに歩む協働のまちづくりに全力を傾注する所存でありますので、議員の皆様方には特段のご理解とご協力を、またご支援をお願い申し上げます。

結びに、議会は地方公共団体の重要な意思決定機関であり、その役割は、町民の皆様方の福祉を最優先した町民の立場に立った意思決定にあると思います。議員各位には、今後のご活躍と町政への格別なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。初議会に当たりましての私からの挨拶といたします。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

議案第26号から議案第29号までは専決処分の報告でありまして、議案第26号は、利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第27号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第28号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第29号は、平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号は、利根町監査委員の選任についてで、利根町大字羽中1386番地、若泉昌寿氏を利根町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の概要について説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほどそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を承りますよう、よろしく願いをいたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 発言が終わりました。

---

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 次に、執行部の自己紹介をお願いいたします。

高野光司総務課長から、着席順に自席でお願いいたします。

○総務課長（高野光司君） おはようございます。総務課長の高野光司でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○税務課長（石川 篤君） おはようございます。税務課長の石川 篤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○企画財政課長（清水一男君） おはようございます。企画財政課長の清水一男です。どうぞよろしくお願い致します。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） おはようございます。保険年金課長兼国保診療所事務長の大野敏明でございます。よろしくお願い致します。

○住民課長（井原有一君） おはようございます。住民課長の井原有一です。どうぞよろしくお願い致します。

○福祉課長（石塚 稔君） おはようございます。福祉課長の石塚 稔でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） おはようございます。保健福祉センターの秋山幸子でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○教育長（杉山英彦君） おはようございます。教育長の杉山英彦でございます。よろしくお願い致します。

○学校教育課長（岩戸友広君） おはようございます。学校教育課長の岩戸友広でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○生涯学習課長（坂田重雄君） おはようございます。生涯学習課長の坂田重雄でございます。よろしくお願い致します。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） おはようございます。都市建設課長の鬼澤俊一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済課長（大越直樹君） おはようございます。経済課長、あわせて農業委員会事務局長の大越直樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計課長（菅田哲夫君） おはようございます。会計課長の菅田哲夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境対策課長（蓮沼 均君） おはようございます。環境対策課長の蓮沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 以上で執行部の自己紹介が終わりました。

次に、議員の自己紹介をお願いいたします。

2番議席の新井邦弘議員から、着席順に自席でお願いいたします。

○2番（新井邦弘君） 皆さんおはようございます。2期目を迎えまして、1期目と違うことは新井という議員が二人になりましたので、どうか呼び方を皆さんのほうで統一していただいで呼んでいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（花嶋美清雄君） おはようございます。花嶋美清雄と申します。よろしくお願いいたします。

○4番（石山肖子君） 石山肖子でございます。引き続き皆様にはご指導のほどよろしくお願いいたします。

○5番（石井公一郎君） 石井公一郎です。利根町政発展のため一生懸命努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○6番（坂本啓次君） おはようございます。坂本啓次でございます。よろしくお願いいたします。

○7番（井原正光君） おはようございます。井原正光です。皆様方に支えられ5期目を迎えました。今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

○8番（高橋一男君） おはようございます。高橋一男でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○9番（今井利和君） 今井利和です。今後ともよろしくお願いいたします。

○10番（新井滄吉君） おはようございます。新井滄吉です。よろしくお願いいたします。

皆さんのところにいろんな質問を持っていくと思っておりますけれども、よろしくご指導ください。お願いします。

○11番（若泉昌寿君） 若泉です。よろしくお願いいたします。

○12番（船川京子君） 船川京子です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 以上で、自己紹介を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから、議事日程その1に入ります。

---

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、  
お伺いいたします。

〔「投票のほうを願います」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 投票の声がありました。選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） ただいまの出席議員数は12名です。  
次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に新井  
邦弘議員、花嶋美清雄議員、石山肖子議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔書記投票用紙を配付〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。  
それでは、ご記入願います。よろしいでしょうか。  
投票箱の点検をいたします。

〔書記投票箱を改む〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。事務局長から議席番号と氏名を呼び上げますので、順番  
に投票願います。

○議会事務局長（酒井賢治君） 議席番号並びに氏名を朗読いたします。

〔酒井事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

2	番	新	井	邦	弘	議員	
3	番	花	嶋	美	清	雄	議員
4	番	石	山	肖	子	議員	
5	番	石	井	公	一	郎	議員
6	番	坂	本	啓	次	議員	
7	番	井	原	正	光	議員	

8	番	高橋一男	議員
9	番	今井利和	議員
10	番	新井滄吉	議員
11	番	若泉昌寿	議員
12	番	船川京子	議員
1	番	五十嵐辰雄	議員

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

新井邦弘議員、花嶋議員、石山議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔新井邦弘君、花嶋美清雄君、石山肖子君立ち会いの上開票〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

井原正光 議員 11票

今井利和 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、井原正光議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） ただいま議長に当選されました井原正光議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された井原正光議員の挨拶をお願いいたします。

井原正光議員。

〔議長井原正光君登壇〕

○議長（井原正光君） 皆さんおはようございます。ただいまは議長という大役にご推挙をいただきまして、まことにありがとうございます。

さきの選挙におきまして、皆様方もいろいろと公約を、あるいはまた思いを持って臨まれたというふうに思います。それらの思いを早く実現させる、そのためにはどうしたらいいか、私は各常任委員会を初めとする委員会の活発なる議論が必要であると思っております。

今まで委員会というと、年に何回、数回しか行われておりませんでしたけれども、これ

を月2回なり3回なり開いて、それぞれの思いをその委員会の中に託して、それを議論しながら実現に向けていくということが、私はやはり一番いいのではないかと考えております。

今の利根町は、先ほども町長の挨拶にもございましたけれども、少子化とか人口減とか高齢化とか農業の問題とか、あるいは財政の問題とか、いろいろな問題が山積みしております。それらを一つ一つ解決していくことが、我々議員に課せられた大きな、重要な責務であると私は感じております。

住民に期待される明るいまちづくり、また、豊かな地域づくりを議会一丸となってつくってまいりましょう。私が先頭に立ちます。どうぞ皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 議席を交代します。

井原正光議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長五十嵐辰雄君退席、議長井原正光君着席〕

○議長（井原正光君） これから、日程その2に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いをいたします。

〔「投票、選挙」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 投票との発言がありますので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（井原正光君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に石井公一郎議員、坂本啓次議員、高橋一男議員を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（井原正光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは、ご記入願います。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（井原正光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、議席番号並びに氏名を朗読いたします。

〔酒井事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	五十嵐	辰雄	議員
2	番	新井	邦弘	議員
3	番	花嶋	美清雄	議員
4	番	石山	肖子	議員
5	番	石井	公一郎	議員
6	番	坂本	啓次	議員
8	番	高橋	一男	議員
9	番	今井	利和	議員
10	番	新井	滄吉	議員
11	番	若泉	昌寿	議員
12	番	船川	京子	議員
7	番	井原	正光	議長

○議長（井原正光君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石井議員、坂本議員、高橋議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔石井公一郎君、坂本啓次君、高橋一男君立ち会いの上開票〕

○議長（井原正光君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

五十嵐辰雄議員 10票

坂本啓次議員 1票

船川京子議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、五十嵐辰雄議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長(井原正光君) ただいま副議長に当選された五十嵐辰雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された五十嵐辰雄議員の挨拶をお願いいたします。

五十嵐辰雄議員。

[副議長五十嵐辰雄君登壇]

○副議長(五十嵐辰雄君) ただいま副議長に選んでいただきましてありがとうございます。五十嵐辰雄でございます。

私は、もとより微力ではございますが、これからも議員の皆様、そして執行部の皆様方に、より一層のご支援、ご協力を賜りまして一生懸命頑張っております。

私は、円滑なる議会運営と町政発展に全力を尽くす覚悟でございます。新議長の井原正光議長のもとに頑張っております。どうぞ皆様方、よろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長(井原正光君) 副議長の挨拶が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

---

午後 1時10分開議

○議長(井原正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長(井原正光君) 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

酒井議会事務局長。

[議会事務局長酒井賢治君登壇]

○議会事務局長(酒井賢治君) それでは、議席番号並びに氏名を朗読いたします。

1	番	石	井	公一郎	議員
2	番	新	井	滄吉	議員
3	番	石	山	肖子	議員
4	番	花	嶋	美清雄	議員
5	番	新	井	邦弘	議員
6	番	船	川	京子	議員
7	番	坂	本	啓次	議員
8	番	高	橋	一男	議員
9	番	今	井	利和	議員
10	番	若	泉	昌寿	議員
11	番	五十嵐	辰雄		副議長

以上です。

○議長（井原正光君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。議席の移動をお願いいたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

1 番 石 井 公 一 郎 議 員

2 番 新 井 滄 吉 議 員

を指名いたします。

---

○議長（井原正光君） 日程第4、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から5月14日までの通算3日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から5月14日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

---

○議長（井原正光君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第6条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

各常任委員会の構成委員を事務局長に朗読させます。

酒井議会事務局長。

〔議会事務局長酒井賢治君登壇〕

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、総務産業建設常任委員会委員6名を朗読いたします。

新井滄吉議員、高橋一男議員、坂本啓次議員、今井利和議員、若泉昌寿議員、井原正光議員、以上の6名です。

次に、厚生文教常任委員会委員6名を朗読いたします。

石井公一郎議員、石山肖子議員、船川京子議員、花嶋美清雄議員、新井邦弘議員、五十嵐辰雄議員、以上の6名でございます。

○議長（井原正光君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、事務局長が朗読したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 4 分休憩

---

午後 1 時 1 5 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に総務産業建設常任委員会並びに厚生文教常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。各常任委員会から、互選の結果の報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員会、高橋一男委員。

〔総務産業建設常任委員高橋一男君登壇〕

○総務産業建設常任委員（高橋一男君） それでは、総務産業建設常任委員の 6 名を朗読したいと思います。若泉昌寿議員、新井滄吉議員、今井利和議員、高橋一男議員、坂本啓次議員、井原正光議員。

その中で委員長が坂本啓次議員、副委員長が高橋一男議員、以上です。

○議長（井原正光君） 次に、厚生文教常任委員会、新井邦弘委員。

〔厚生文教常任委員新井邦弘君登壇〕

○厚生文教常任委員（新井邦弘君） それでは、厚生文教常任委員会の委員をご報告いたします。石井議員、石山議員、花嶋議員、五十嵐議員、船川議員、そして私、新井議員です。

その中で委員長が船川京子議員、そして副が私、新井邦弘で決まりましたので、その報告をいたしました。

○議長（井原正光君） 各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会報告のとおりです。

各常任委員会を代表して、委員長の挨拶をお願いいたします。

まず、坂本啓次総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長坂本啓次君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（坂本啓次君） ただいま、皆様の互選により総務産業建設常任委員長を拝命いたしました坂本でございます。

私の所管する担当課を十分審議しながら、町全体を考えて頑張っていきたいと思いますので、総務産業建設常任委員一丸となって協力していただけるよう、よろしく願い申し上げます。

挨拶とします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（井原正光君） 次に、船川京子厚生文教常任委員長。

〔厚生文教常任委員長船川京子君登壇〕

○厚生文教常任委員長（船川京子君） ただいま厚生文教常任委員長に互選されました船

川京子です。

誠実に真剣に取り組んでまいりますので、どうか皆様、よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（井原正光君） 各常任委員会委員長の挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第6条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

議会運営委員会の構成委員を事務局長に朗読させます。

酒井議会事務局長。

[議会事務局長酒井賢治君登壇]

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、議会運営委員会委員6名を朗読いたします。

新井滄吉議員、船川京子議員、新井邦弘議員、坂本啓次議員、高橋一男議員、五十嵐辰雄議員、以上の6名です。

○議長（井原正光君） お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、事務局長が朗読したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

---

午後1時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員会から互選結果の報告を求めます。

議会運営委員会、船川京子委員。

[議会運営委員船川京子君登壇]

○議会運営委員（船川京子君） それでは、議会運営委員会の互選結果をご報告いたします。

委員長、新井邦弘、副委員長、船川京子、以上のとおりご報告いたします。

○議長（井原正光君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長は委員会報告のとおりです。

議会運営委員会を代表して、委員長の挨拶をお願いいたします。

新井邦弘議会運営委員長。

[議会運営委員長新井邦弘君登壇]

○議会運営委員長（新井邦弘君） 一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様のご推挙により議会運営委員会の委員長に就任しましたことは、身に余る光栄であり、感謝と感激の念でいっぱいです。

これから議会運営をやっていく上で、数で決めるということは、私はちょっと避けたいと、最終的に一致する点を皆さんで話し合っって議会運営を一生懸命やってまいりますので、何とぞ皆さん、この委員長にご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（井原正光君） 議会運営委員長の挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第7、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙を行います。なお、組規約により4人を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に石井公一郎議員、新井滄吉議員、船川京子議員、今井利和議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました石井公一郎議員、新井滄吉議員、船川京子議員、今井利和議員を、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました石井議員、新井滄吉議員、船川京子議員、今井議員が龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に当選されました。

当選された石井議員、新井滄吉議員、船川議員、今井議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員を代表して、船川京子議員か

ら挨拶をお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員船川京子君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（船川京子君） ただいま龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の4名が決まりました。4人でしっかり力を合わせて真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第8、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。なお、組合規約により2名を選挙いたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、坂本啓次議員、高橋一男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました坂本啓次議員、高橋一男議員を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました坂本啓次議員、高橋一男議員が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました。

当選された坂本啓次議員、高橋一男議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました龍ヶ崎地方衛生組合議会議員を代表いたしまして、坂本啓次議員からご挨拶をお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員坂本啓次君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（坂本啓次君） ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に選ばれました坂本でございます。町を代表いたしまして、利根町には幸いにして浄化セン

ターがありまして、衛生に関しては少ない利用者でございますけれども、少なくとも言うべきことは言って頑張っていきますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第9、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。なお、組合同規約により2名を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、新井邦弘議員、石山肖子議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました新井邦弘議員、石山肖子議員を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新井邦弘議員、石山肖子議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選された新井邦弘議員、石山肖子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を代表いたしまして、石山肖子議員から挨拶をお願いいたします。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員石山肖子君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（石山肖子君） 今期、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員として務めさせていただくことになりました石山でございます。新井邦弘議員とともに精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第10、茨城県南水道企業団議会議員の選挙を行います。なお、企業団規約により2名を選挙いたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県南水道企業団議会議員に、若泉昌寿議員、花嶋美清雄議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました若泉昌寿議員、花嶋美清雄議員を茨城県南水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました若泉昌寿議員、花嶋美清雄議員が茨城県南水道企業団議会議員に当選されました。

当選された若泉議員、花嶋議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました茨城県南水道企業団議会議員を代表いたしまして、花嶋美清雄議員から挨拶をお願いいたします。

〔茨城県南水道企業団議会議員花嶋美清雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（花嶋美清雄君） ただいま県南水道企業団議会議員に若泉議員と私、花嶋が決まりました。

人間にとって水は命です。利根町民に安心で安全なお水を供給するため一生懸命頑張ります。よろしくお祈りいたします。(拍手)

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。なお、広域連合規約により1名を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に五十嵐辰雄議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました五十嵐辰雄議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました五十嵐辰雄議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された五十嵐議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

五十嵐議員から挨拶をお願いいたします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（五十嵐辰雄君） 五十嵐辰雄でございます。浅学非才の私に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に推選いただきまして感謝申し上げます。

今、利根町が直面している諸問題に取り組み、医療保健行政の健全な運営に努めてまいります。なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

以上でございます。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから日程第14、議案第28号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の専決処分についてまでの3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第12、議案第26号から日程第14、議案第28号までの3件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第26号及び議案第27号について、石川税務課長。

〔税務課長石川 篤君登壇〕

○税務課長（石川 篤君） それでは、議案第26号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第27号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第189回通常国会において法案提出されました地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町条例においても改正の必要があることから、専決処分したものでございます。

それでは、改正内容について、議案第26号参考資料、利根町税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、利根町税条例の一部改正からご説明を申し上げます。

最初に用語の意義についての第2条第3号及び第4号において、納付書の記載事項についての社会保障・税番号制度の導入に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律である番号法改正に伴う所要の措置で、平成28年1月1日施行でございます。

2ページをお願いいたします。

公示送達第18条は、「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める文言の整備でございます。平成28年4月1日施行でございます。

次に、町民税の納税義務者等についての第23条第2項は、法人事業税の法律改正にあわせて法人住民税における国内の外国法人への課税を、国内と外国のどちらかで行うべきかの基準となる恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下ろす形式にするものでございます。

また、同条第3項は、「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める文言の整備を行うもので、平成28年4月1日施行でございます。

次に、2ページから5ページに記載の均等割の税率についての第31条は、法人住民税均

等割の税率区分の基準である資本金などの額を国税に準じて法人事業税資本割の課税標準に統一することとした改正に伴う所要の措置で、平成27年4月1日施行でございます。

次に、5ページの下段から6ページの所得割の課税標準についての第33条第2項は、「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加えるものでございます。これは、所得税において出国時の譲渡所得を課税する国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするもので、平成28年1月1日からの施行でございます。

次に、町民税の申告についての第36条の2第9項は、「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加え、社会保障・税番号制度の導入に当たり番号法改正に伴い法人番号の規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

次に、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての第36条の3の3第4項は、「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改めるもので、法律改正にあわせて項ずれの整備を行ったもので、平成28年1月1日施行でございます。

7ページの法人の町民税の申告納付についての第48条第6項及び8ページの法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての第50条の第3項の改正は、法人税法改正にあわせて号ずれの整備を行ったもので、平成27年4月1日施行でございます。

次に、9ページの町民税の減免についての第51条第2項は、減免の申請期限について各市町村の実情に応じて規定することを明確化したことにより、規定についての見直しを行い、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもので、平成27年4月1日施行でございます。

同条第2項第1号は、町民税の減免申請書に納税義務者の個人番号または法人番号などの規定を加え、それに伴い号を繰り下げております。平成28年4月1日施行でございます。

次に、第57条及び10ページの第59条は、地方税法第348条第2項第10号の10の事業所内保育事業の認可を得たものなどの対象条項の追加に伴い、固定資産税の非課税の範囲について改正を行いまして、条ずれに伴う整備を行うもので、平成27年4月1日施行でございます。

次に、第63条の2第1項第1号の家屋の専用部分の床面積の割合の補正の方法の申出書、11ページの第63条の3第1項第1号の共用土地の固定資産税の案分の申出書、12ページと同条第2項第1号の特定被災共用土地の固定資産税の案分の申出書につきましては、申請書などに記載する氏名または名称について、個人番号または法人番号の規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

次に、固定資産税の減免についての第71条第1項は、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める文言の整備を行うものでございます。

同条第2項は、減免の申請期限の規定についての見直しを行い、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもので、平成27年4月1日施行でございます。

13ページの同条第2項第1号の固定資産税の減免申請書及び第74条第1項第1号の住宅用地の申告書、14ページの第74条の2第1項第1号の被災住宅用地の申告書についても、申請書などに記載する氏名または名称について、個人番号または法人番号の規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

次に軽自動車税の減免についての第89条第2項は、減免の申請期限の規定についての見直しを行い、「納期限前7日」から「納期限」に改めるもので、平成27年4月1日施行でございます。

同条第2項第2号は軽自動車の減免申請書において、申請書などに記載する氏名または名称について、個人番号または法人番号の規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

15ページの身体障害者等に対する軽自動車税の減免についての第90条第2項についても、減免の申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改め、平成27年4月1日施行でございます。

16ページの同条第2項第1号についても、身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請書に記載する氏名または名称について、個人番号の規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

同条第3項のその構造がもつぱら身体障害者などの利用に供するためのものである自動車、軽自動車などの減免の申請期限についても、「納期限前7日」から「納期限」に改め、平成27年4月1日施行でございます。

次に、特別土地保有税の減免についての第139条の3第1項は、「一に」を「いずれかに」に改める文言の整備でございます。

同条第2項は、減免の申請期限を「納期限前7日」を「納期限」に改めるもので、平成27年4月1日施行でございます。

17ページの同項第1号は、減免申請書に記載する納税義務者の氏名または名称について、個人番号または法人番号などの規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

次に、納期限の延長に係る延滞金の特例についての附則第4条第1項は、法律改正による条ずれの措置で、「第145条第1項」を「第144条の8」に改めるもので、平成28年4月1日施行でございます。

次に、18ページの附則第7条の3の2第1項は、「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長の改正を行うもので、平成27年4月1日施行でございます。

次に、19ページから20ページの附則第9条及び第9条の2は、法律改正にあわせて、ふるさと納税の申告特例についての規定を新設するもので、平成27年4月1日施行でございます。これは平成27年4月1日以降に行うふるさと納税による寄附から適用される制度で、

確定申告をする必要のない給与所得者などの方が、地方公共団体5団体以内に寄附する場合に、寄附先団体に寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出しまして、提出先団体が寄附された方の住所地の市町村へ控除申請をかわりに行うことで、寄附金控除を受けられる特例的な仕組みでございます。

特例制度の適用を受けると、税控除は所得税からの控除分相当額を個人住民税からまとめて控除されまして、確定申告を行った場合と同額が控除されます。

特例控除額は地方公共団体に寄附した2,000円を超える金額について、一定の上限まで、これは住民税所得割額の2割が限度でございます。寄附した年の翌年度から納める住民税から控除されます。

次に、20ページの附則第10条の2は、わがまち特例による割合を定める規定の整備を行うもので、第6項は都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設などに係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を平成27年4月1日から平成29年3月31日まで2年延長するもので、対象施設は公共施設の公園、広場など及び一定の都市利便施設の緑地施設、通路の用に供する家屋及び償却資産で特定割合を5分の3としました。

次に、同条第7項及び第8項は、管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入したもので、特定割合を2分の1としました。

現行の6項から8項につきましては、6項、7項、8項の新設に伴い、項の移動及び引用条項の整備を行うものでございます。

第12項は新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入した上、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで適用期限を2年延長するもので、対象資産はサービス付高齢者向け住宅で、特定割合を3分の2としました。施行日は平成27年4月1日でございます。

次に、21ページから25ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての附則第10条の3は、個人番号または法人番号などの規定の整備のため、申告書などに記載する氏名または名称の改正を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

次に、25ページの土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義についての附則第11条、土地の価格の特例についての附則第11条の2、26ページの宅地などに対して課する各年度分の固定資産税の特例についての附則第12条、28ページの農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例についての附則第13条、29ページの特別土地保有税の課税の特例についての附則第15条につきましては、平成27年度から平成29年度までの間は、現行の土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと条例による減額制度を継続するため、年度の改正を行うもので、平成27年4月1日施行でございます。

次に、30ページの軽自動車税の税率の特例についての附則第16条は、法規定の新設にあ

わせて新設するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、平成28年度分の軽自動車税に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を整備するものでございます。

第1項は、電気自動車及び天然ガス自動車について、税率の概ね75%を軽減するもので、第82条第2号アの表中、上から3輪車の標準税率「3,900円」が「1,000円」、4輪以上の営業用乗用車の標準税率「6,900円」が「1,800円」、4輪以上の自家用乗用車の標準税率「1万800円」が「2,700円」、4輪以上の営業用貨物車の標準税率「3,800円」が「1,000円」、4輪以上の自家用貨物車の標準税率「5,000円」が「1,300円」となります。

次に、次のページの第2項は、平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能のよい軽自動車または平成27年度燃費基準により35%以上性能のよい軽貨物車について、税率の概ね50%を軽減するもので、第82条第2号アの表中、右側に掲げる金額となります。

第3項は、平成32年度燃費基準を満たす軽乗用車または平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能のよい軽貨物車について、税率の概ね25%を軽減するもので、第82条第2号アの表中右側に掲げる金額となります。平成27年4月1日施行でございます。

次に、32ページのたばこ税の税率の特例の附則第16条の2は、特例税率の廃止の法律改正にあわせて削除をするもので、平成28年4月1日施行でございます。

これは旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減を行い、廃止を行うものでございます。

次に、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告などについての附則第22条第1項第1号及び同条第3項第1号は、申告書に記載する納税義務者の氏名または名称について、個人番号または法人番号などの規定の整備を行うもので、平成28年1月1日施行でございます。

次に、33ページ下段、第2条利根町税条例等の一部を改正する条例は、平成26年利根町条例第13号で改正した条例の一部改正を行うものでございます。

34ページ、第1条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されることに伴う措置でございます。

35ページの附則第1条及び第2条は、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用されるとされていた原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車に係る税率について、平成27年4月1日から平成28年4月1日に適用開始時期が1年延長されたことに伴う措置でございます。

次に、36ページの附則第4条につきましても、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴う措置でございます。

続きまして、議案第27号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明いたします。

それでは、改正内容につきまして、議案第27号参考資料、利根町都市計画税条例新旧対

照表でご説明申し上げます。

1 ページの納税義務者についての第2条第2項は、法律改正に伴い都市計画税の課税客体の対象条項の追加に伴い改正するものです。

新設の附則第2項は、わがまち特例の割合を定める条文を加えたもので、公共施設の公園、広場など及び一定の都市利便施設の緑地施設、通路が該当しまして、特定割合を5分の3としました。

現行の2項は、わがまち特例の災害の備蓄倉庫についての割合を定める条文で、引用条項を整理しまして、第2項の新設に伴い項を繰り下げております。

2 ページから4 ページに記載されている現行の附則第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項は、都市計画税の仕組みを3年間延長するもので、「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に年度を改正し、引用条項を整理し、条ずれに伴い項を繰り下げております。

5 ページから6 ページに記載されている市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例についての現行の9項、10項、11項、12項は、法律改正に伴い引用条項の整備を行い、条ずれに伴い項を繰り下げております。

施行日はいずれも平成27年4月1日施行でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

次に、議案第28号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第28号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日付で公布され、平成27年4月1日から施行されることにより、それを受けましての改正でございまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、中間層の所得世帯者の負担を考慮し、低所得者世帯の負担軽減措置の拡充を行うもので、今回は主に大きく三つの改正がございます。

一つ目の改正としまして、国民健康保険税の課税限度額の改正でございまして、その内訳としまして基礎課税額で「51万円」から「52万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額で「16万円」から「17万円」に改め、介護納付金課税額で「14万円」から「16万円」に改めるものでございます。

二つ目の改正としましては、国民健康保険税における均等割及び平等割の軽減措置とし

て、経済動向などを踏まえた低所得者の軽減措置の拡充を図る改正でございまして、その内訳としまして5割軽減世帯の所得判定基準において、世帯1人につき加算する額を「24万5,000円」から「26万円」に改め、2割軽減世帯の所得判定基準においては、世帯1人につき加算する額を「45万円」から「47万円」に改めるものでございます。

三つ目の改正としましては、保険税の減免申請期間の改正でございまして、「納期限前7日」だったものが「納期限」に改めるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第2条第2項の改正でございしますが、基礎課税額の限度額において、ただし書きの部分で現行の「51万円」から「52万円」に改め1万円引き上げるものでございます。

また、次の第3項の改正でございしますが、同じく後期高齢者支援金等課税額の限度額において、ただし書きの部分で現行の「16万円」から「17万円」に改め1万円引き上げるものでございます。

同じく、次の第4項の改正でございしますが、介護納付金課税額の限度額において、次の2ページの上から3行目と4行目に記載のとおり、ただし書きの部分で現行の「14万円」から「16万円」に改め2万円引き上げるものでございます。

同じく2ページの第21条でございしますが、国民健康保険税の減額についての改正でございまして、第21条の本文の改正につきましては、先ほどの第2条第2項の改正と同様に基礎課税額の限度額を現行の「51万円」から「52万円」に、また、同じく先ほどの第2条第3項の改正と同様に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の「16万円」から「17万円」に、また同じく先ほどの第2条第4項の改正と同様に、介護納付金課税額の限度額を現行の「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げる改正で、それぞれの限度額が被保険者世帯の国民健康保険税の上限の金額となり、その課税限度額を超える保険税の額が減額となるものでございます。

なお、国民健康保険税は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計額が保険税となり、合計で最高上限課税額が「81万円」から「85万円」に改正され、4万円引き上げられることとなります。

次に、同じ2ページの第2号の改正につきましては、均等割、平等割の軽減措置としまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の算定方法の額の改正でありまして、現行では世帯所属者1人につき「24万5,000円」を加算した金額を、1人につき「26万円」に改めるものでございます。

次に、3ページをお願いします。

上から1行目のところでございしますが、第3号の改正につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の算定方法の額の改正でありまして、現行では世帯所属者

1人につき「45万円」を加算した金額を、1人につき「47万円」に改めるものでございます。

同じ3ページの第25条第2項の改正につきましては、保険税の減免を受けようとする被保険者の申請期間の改正でありまして、現行では「納期限前7日」を「納期限」に改めるものでございます。

同じ3ページの附則でございますが、第1条は施行期日でございますして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、第2条は改正後の利根町国民健康保険税条例の規定の適用区分でございます。4ページにかけて記載のとおり、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次に、4ページの第3条でございますが、国が定めた地方税法施行令の改正と同様に、附則のただし書きの施行日を、第1号は平成28年1月1日とし、第2号は平成29年1月1日に定めるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第26号から議案第28号までの3件については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本臨時議会最終日の5月14日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時07分休憩

---

午後2時25分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第29号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

清水企画財政課長。

〔企画財政課長清水一男君登壇〕

○企画財政課長（清水一男君） それでは、議案第29号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、歳入においては年度末または3月31日に、各種交付金、補助金等が確定したことと、歳出においては事業費が年度末に至って確定したことや、歳入の決定による事業費の増額など、補正予算措置を年度内に行う必要が生じたので、平成27年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認を求めため提案するものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1変更は、款6商工費、項1商工費、事業名が町内共通商品券販路拡大事業を増額変更するものでございます。これは国庫補助金の地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型の増額決定により、プレミアム付商品券の発行枚数を増刷するものと、県補助金の子育て家庭・シニア応援プレミアム商品券購入事業補助金の決定によりまして、子育て家庭及びシニア世帯がプレミアム付商品券の購入の際に、さらに2,000円のプレミアムをつける補助金を交付するため、町内共通商品券販路拡大事業補助金を増額するものでございます。

次に、2廃止は、款8消防費、項1消防費、事業名が防災施設費を廃止するものでございます。これは廃止理由にもございますように、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の安全安心なまちづくり推進事業で、備品購入だけの事業は不採択となったため廃止するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。

利根町議会議員一般選挙ポスター掲示板作成委託の限度額を変更するもので、立候補者の動向から区画数を変更したものでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、第4表地方債の補正でございます。

1変更は、起債の目的が利根北部地区基盤整備事業債につきましては、限度額5,920万円を4,140万円に減額するものでございます。これは利根北部地区基盤整備事業負担金の確定によるものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業債につきましては、限度額1億1,740万円を6,250万円に減額するものでございます。これは、事業費確定によるものと、利根町復興まちづくり支援事業交付金基金を充てたことによるものでございます。

次に、2廃止、災害援護資金貸付債を、災害援護資金借り入れの申し込みがなかったことにより廃止するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

款2地方譲与税から、次のページになりますが款7自動車取得税交付金までは、平成26

年度の交付額の決定によるものでございます。

款 2 地方譲与税、項 1 自動車重量譲与税は1,056万円を減額するものでございます。前年度交付金総額と比較しまして249万3,000円の減額でございます。

次に、項 2 地方揮発油譲与税は416万7,000円の減額で、前年度交付金総額と比較しまして185万3,000円の減額でございます。

款 3 利子割交付金は73万2,000円の減額で、前年度交付金総額と比較しまして96万1,000円の減額となっております。

款 4 配当割交付金は529万6,000円の増額で、前年度交付金総額と比較して623万5,000円の増額でございます。

次に、款 5 株式等譲渡所得割交付金は731万6,000円の増額で、前年度交付金総額と比較しまして385万3,000円の減額となっています。

次に、款 6 地方消費税交付金は695万6,000円の減額で、前年度交付金総額と比較しまして3,350万8,000円の増額でございます。

11ページをお願いします。

款 7 自動車取得税交付金は1,120万4,000円の減額で、前年度交付金総額と比較しまして1,182万7,000円の減額でございます。

次に、款 9 地方交付税は 3 億4,282万6,000円の増額でございます。これは主に特別交付税でございまして、当初予算に3,000万円を計上していたことから差額を計上したものでございます。内訳でございますが、通常分の特別交付税は5,866万1,000円で、震災復興のための特別交付税は 2 億8,177万2,000円でございます。

この震災復興特別交付税は、主に龍ヶ崎地方塵芥処理組合で行いました復興事業に係る経費に対して交付されたものでございます。地方交付税総額で20億7,174万7,000円となりました。こちらは前年度と比較しますと 1 億7,146万3,000円の増額でございます。

次に、款10交通安全対策特別交付金は16万1,000円の減額で、交付金の確定によるものでございます。

次に、款13国庫支出金、目 1 総務費国庫補助金は1,762万2,000円の増額で、これは節 3 地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型で81万3,000円の増額と、節 4 同交付金の消費喚起・生活支援型で1,680万9,000円の増額で、それぞれ交付金の確定によるものでございます。

次に、目 6 農林水産業費国庫補助金は 3 万5,000円の減額で、これは経営体育成支援事業補助金の事業費の確定によるものでございます。

次に、款14県支出金、目 1 総務費県補助金は380万円の増額で、これは子育て家庭・シニア応援プレミアム商品券購入事業補助金の決定によるものでございます。

目 4 農林水産業費県補助金は 1 万4,000円の減額で、これは経営体育成支援事業補助金で事業費の確定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款14県支出金、目1総務費県委託金は232万2,000円の減額で、これは県議会議員選挙及び衆議院議員選挙の事業費が確定したことによるものでございます。

款15財産収入、目2利子及び配当金は1万円の増額で、利子の確定によるものでございます。

次に、款16寄附金、目2総務費寄附金は4万9,000円の増額で、3件の寄附がありましたことから計上したものでございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は3億2,903万1,000円の減額で、震災特別交付金の決定や、基金を充てていました事業費が確定したことなどにより繰り戻すものでございます。

目2利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金は201万6,000円の減額で、基金を充てて実施しました事業費が確定したことから基金に繰り戻すものでございます。

目8利根町復興まちづくり支援事業交付金基金繰入金は3,962万3,000円の増額で、これは復興まちづくり支援事業として実施しました道路改良工事に充てるため繰り入れしたものでございます。

13ページをお願いします。

款19諸収入、目3雑入は117万3,000円の増額で、これはオータムジャンボ宝くじ収益金に係る交付金の決定によるものでございます。

款20町債は、地方債の補正でご説明したとおりでございます。

14ページをお願いします。

歳出でございますが、款2総務費、目6企画費は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充てるため財源内訳を変更するものでございます。

目8交通安全対策費は、交通安全対策特別交付金の確定により財源内訳を変更するものでございます。

款2総務費、目3県議会議員選挙費の526万円の減額と、次のページにいきまして目4衆議院議員選挙費の462万1,000円の減額は、選挙の執行が終了したことから事業費が確定したことによるものでございます。

款3民生費、目1児童福祉総務費は201万6,000円の減額で、子育て応援手当支給事業の確定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

項3災害救助費、目1災害救助費は250万円の減額で、災害援護資金貸し付けの申し込みがなかったことによるものでございます。

款5農林水産業費、目3農業振興費は6万2,000円の減額で、経営体育成支援事業補助金で事業費の確定によるものでございます。

目5農地費は1,836万8,000円の減額で、利根北部地区基盤整備事業負担金の確定による

ものでございます。

款6 商工費、目2 商工振興費は2,367万9,000円の増額で、次のページにいきまして節19 町内共通商品券販路拡大事業補助金を増額するものでございます。これは第2表繰越明許費の補正でご説明したとおり、交付金等の決定によりプレミアム付商品券の発行枚数を増刷するものと、子育て家庭及びシニア世帯にさらに2,000円のプレミアムをつける補助金を交付するため増額するものでございます。

款7 土木費、目3 都市再生整備計画費は、地方債の変更及び利根町復興まちづくり支援事業交付金基金を充てたため、財源内訳を変更するものでございます。

次に、款8 消防費、目1 常備消防費は1,400万7,000円の減額で、消防庁舎特別負担金及びデジタル無線整備費負担金の確定によるものでございます。

目5 防災費は158万7,000円の減額で、第2表繰越明許費補正の廃止でご説明したとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の推進事業で不採択となったため減額するものでございます。

18ページをお願いします。

款11諸支出金、目1 財政調整基金費は1万円を増額するものでございます。これは定期預金で運用している基金の利子が決定したことによるものでございます。

目8 がんばる利根町応援基金費は、3件の寄附がありましたので、基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第29号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本臨時会最終日の5月14日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第30号 利根町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって若泉昌寿議員の退場を求めます。

〔10番若泉昌寿君退場〕

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第30号 利根町監査委員の選任について、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますとおり、利根町議会議員のうちから選任すべき監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものがあります。

利根町監査委員に下記の者を選任したいので、同意を求めます。

記

- 1 住 所 利根町大字羽中1386番地
- 2 氏 名 若泉昌寿氏
- 3 生年月日 昭和17年5月13日生

以上です。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第30号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本臨時会最終日の5月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、若泉昌寿議員の入場を求めます。

〔10番若泉昌寿君入場〕

---

○議長（井原正光君） 日程第17、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす5月13日は議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす5月13日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回5月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時43分散会